

## 70 歳未満の方の医療費の自己負担額について

「医療費」は、「医療費自体は受ける医療の内容によって人それぞれ異なります」。この場合の医療費というのは、医療費全体を指します。実際に窓口等で支払っている金額は、あくまでその一部です。日本は国民皆保険といって基本的には全ての方が医療保険に加入していますので、実際の支払いは医療費全体の一部になります。70 歳以上であれば窓口支払いは 1 割であとの 9 割を、70 歳未満であれば窓口支払いは 3 割であとの 7 割を保険者（自治体や社会保険庁、健康保険組合など）が、後ほど医療機関に支払うということになります。ここで話をする自己負担割合や自己負担限度額というのは、あくまで実際窓口等で支払う金額をさします。（実際は高額な医療費がかかっているんですね。）



### 在宅にかかる費用 ～70 歳未満の方の場合～

#### 【70 歳未満の方の自己負担と高額療養費】

70 歳未満の方は、医療費の自己負担割合が、一律 3 割負担となっています。例えば、1 ヶ月で¥400,000 の医療費がかかった場合、3 割負担ということは¥120,000 が医療機関からの保険診療請求額となります。この金額は医療機関の窓口でお支払いいただくこととなります。

70 歳未満の方にも医療費の自己負担限度額（所得に応じて 3 段階に分けられている）があり、保険診療支払分が自己負担限度額を超えている方（右表を参照）は高額医療費の返還対象になりますので、所定の手続きにより自己負担限度額を超えた分の支給を受けることができます。

#### 例えば、一般所得の方の場合

##### 1 ヶ月で¥400,000 の医療費がかかったときの高額療養費の計算

$$¥120,000 - (¥80,100 + (¥400,000 - ¥267,000) \times 1\%) = \underline{¥38,570}$$

38,570 円の支給が受けられる（戻ってくる）こととなります。

実質の負担は

$$\langle \text{支払額} \rangle ¥120,000 - \langle \text{支給額} \rangle ¥38,570 = \underline{¥81,430}$$

81,430 円ということになります。

しかし、支払いをしてから高額療養費が支給されるまで 2～3 ヶ月かかってしまうのが通例です。支給されるまでの間は、高額な支払いを負わなければなりません。



このような場合に助けとなる制度が 2 つほどあります。[高額療養費貸付制度](#)と[限度額適用認定証](#)です。

[高額療養費貸付制度](#)とは、自己負担限度額を超える部分（手続き後に戻ってくる金額）の大部分を無利子で貸してくれる制度です。高額療養費が支給された際に返済することになります。貸付額は保険によって異なりますが、大体 8 割以上は貸付してもらえます。

[限度額適用認定証](#)とは、医療機関の支払い窓口で提示することで、自己負担限度額のみを支払うことで済む認定証です。昨年 4 月より新たに適用になった制度です。入院時のみ適用されるように思われがちですが、在宅総合診療にも適用になります。申請により認定証の交付を受ければ窓口で提出するだけで、自己負担限度額のみで済むことや、高額療養費の支給申請等の煩雑な手続きをしなくて済むという利点がありますので、これが最もおすすめです。但し、有効期限が 7 月末までの最長 1 年間のため、継続する場合は再申請の手続きが必要となります。

高額療養費の諸手続きにしても、限度額適用認定証の申請手続きにしても、基本的には自分で申請しなければ利用できず損をしてしまうこととなりますので、保険者の窓口で相談するなどして積極的に利用することをおすすめします。

参考 表

70 歳未満の方	1 ヶ月あたりの自己負担限度額
上位所得者 (月収 53 万円以上)	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1% <83,400 円>
一般	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% <44,400 円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400 円 <24,600 円>

※ <>内の金額は、多数該当（過去 12 ヶ月に 3 回以上高額医療費の支給を受け 4 回目の支給に該当）の場合。

